令和８年度

重要事項説明書

社会福祉法人　愛光会

操南保育園

岡山市中区江崎５７７－１

ＴＥＬ　（０８６）２７７－３４３１

ＦＡＸ　（０８６）２７７－３４１３

おひさま分園

岡山市中区江崎３８０－１

ＴＥＬ　（０８６）２７７－６６６０

操南保育園　重要事項説明書

〈令和８年４月１日 現在〉

１　運営法人の概要

名　　称	社会福祉法人　愛光会
代表者氏名	理事長　山口　孝子
所　在　地	岡山市中区江崎５７７番地１
電 話 番 号	０８６－２７７－３４３１

２　保育園/施設の概要

名　　称		（本園）操南保育園 （分園）操南保育園　おひさま
所　在　地		（本園）岡山市中区江崎５７７番地１ （分園）岡山市中区江崎３８０番地１
連　絡　先		（本園）０８６－２７７－３４３１ （分園）０８６－２７７－６６６０
		E-Mail sounan@alpha.ocn.ne.jp
敷　　地		（本園）４，８８８．７１㎡ （分園）４，３１８．１０㎡
園　舎	構　造	（本園）鉄筋コンクリート造 一部２階建て （分園）鉄骨造り２階建
	延べ面積	（本園）９２９．２８㎡ （分園）８８１．９９㎡
設　　備		乳児室・ほふく室、調乳室、調理室、ランチルーム、保育室、遊戯室、事務室、子育て支援センター（分園のみ）、園庭
開設年月日		（本園）昭和５４年４月１日 （分園）平成２８年４月１日
施設長氏名		園長　山口　孝子
対 象 児 童		「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の定めるところに掲げる保育を必要とする小学校就学前乳幼児。 ①　２号認定子ども（満３歳以上の教育・保育を必要とする子ども） ②　３号認定子ども（満３歳未満の保育を必要とする子ども）
利 用 定 員		１８０名
実 施 事 業		乳幼児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業（分園）
嘱　託　医		にじいろ小児科クリニック　　医師　竹本　啓 岡山市南区福成１丁目１６７－１　　０８６－２３９－１６７８
		旭南歯科クリニック　　歯科医　片岡　真理江 岡山市中区桑野４４６－２３　　０８６－２７７－３４５２

３　事業の目的

操南保育園（以下「当園」といいます。）は，以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

４　保育理念

・子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益を守り、生きる力の基礎を培う。
・子どもが「自分を大切にする、みんなを大切にする、自然を大切にする」温かい心を養い、心身ともに健やかな成長を育む。
・子どもにとって“最もふさわしい生活の場”となるため、子どもも家族も職員も、安心して過ごすことができる保育園づくりに努める。

５　保育基本方針

（１）保育目標

・十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
・健康・安全など生活に必要な基礎的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
・生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
・生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとしたりするなど、言葉の豊かさを養う。
・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。
・保護者の意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、園の特性や保育士等の専門性を生かし、その援助に当たる。

（２）目指す子ども像

『意欲ある子ども』

・基本的、社会的な生活習慣や態度を身につける
・やさしい心や思いやりの心をもつ
・積極的にいろいろな運動や遊びに取り組み最後までやりぬく
・広い自然に親しみ豊かな情操を養う
・友達を大切にし、誰とでも遊べる

（３）保育方法の基本

・一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
・子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
・子どもの発達について十分理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。その際、子どもの個人差に十分配慮する。

・子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
・子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的な保育する。
・一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

（４）保育の環境

・子ども自らが環境に関わり自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
・子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保などに努める。
・保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
・子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

（５）保育形態

分園（おひさま） ３歳以上児に兄弟がいない０、１、２歳児（３歳児からは本園での保育）
本園 ３、４、５歳児　　３歳以上児に兄弟がいる０、１、２歳児

・様々な活動を通して、本園と分園との交流を大切にしている。

（６）幼稚園、小学校、中学校との交流

小学校入学体験や幼稚園との交流会、中学生との職場体験交流など交流の機会を設けている。

６　年間行事予定　　◇保護者参加行事

<table>
<tr><th colspan="4">行 事 内 容</th></tr>
<tr><td>４月</td><td>入園進級歓迎会
◇家庭訪問・個人懇談</td><td>１１月</td><td>健康診断
焼きいもパーティー　　収穫祭</td></tr>
<tr><td>６月</td><td>健康診断　　◇参観日
歯科検診</td><td>１２月</td><td>◇発表会（２・３・４・５歳）
クリスマス会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">７月</td><td rowspan="2">七夕会
お泊り保育（年長児）</td><td>１月</td><td>もちつき会　　◇参観日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２月</td><td rowspan="2">節分豆まき会
お店屋さんごっこ</td></tr>
<tr><td>９月</td><td>◇秋まつり（父母の会主催）</td></tr>
<tr><td>１０月</td><td>◇運動会（３・４・５歳）
交通安全教室
秋の遠足（お弁当の日）</td><td>３月</td><td>ひな祭り会　　お別れ会
◇卒園式（年長保護者のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="4">◎毎月の行事：身体測定　避難訓練　誕生日会　　◇参観日：６月・１月
◎運動指導：体操教室（５歳児）</td></tr>
</table>

7　デイリープログラム

時間	０・１・２歳児	３・４・５歳児
７：００	開園	開園
	順次登園	順次登園
８：００	自由遊び	自由遊び
９：００	順次おやつ	各クラスの活動
	各クラスの活動	
１０：００		
１０：５０	順次給食	
１１：００		給食
１２：００		
	順次午睡	
１３：００		午睡
１４：００		
１５：００	順次おやつ	
		おやつ
１６：００		降園準備
	順次降園	順次降園
１７：００	自由遊び	自由遊び
１８：００	延長保育	延長保育
１９：００	閉園	閉園

8　職員体制

職 名	人数	職務の内容
園長	1	園務をつかさどる
主任保育士	2	本園分園それぞれにおいて、園児の保育をつかさどる保育士その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
保育士	２４	園児の保育をつかさどる
看護師	1	園児の病気・怪我の対応　保育補助
栄養士	3	園児の発達段階に応じた献立作成、園児の栄養指導及び管理、調理業務をつかさどる
調理員	2	献立に従い園児の給食及びおやつを調理する
保育補助	4	保育の補助、玩具等の消毒、園内清掃等を行う
用務員	1	園内の環境整備を行う
事務員	1	職員の労務管理や事務作業、経理など

９クラス編成

	学年	認定	クラス名	クラス色	定　員
分園	０歳児	３号認定	ひよこ組	赤	12
	１歳児	３号認定	りす組	赤	48
	２歳児	３号認定	うさぎ組	緑	
本園	０歳児	３号認定	あか組	赤	10
	１歳児	３号認定			20
	２歳児	３号認定	みどり組	緑	
	３歳児	２号認定	もも組	桃	30
	４歳児	２号認定	あお組	青	60
	５歳児	２号認定	きい組	黄	

＜本園＞

＜１Ｆ＞

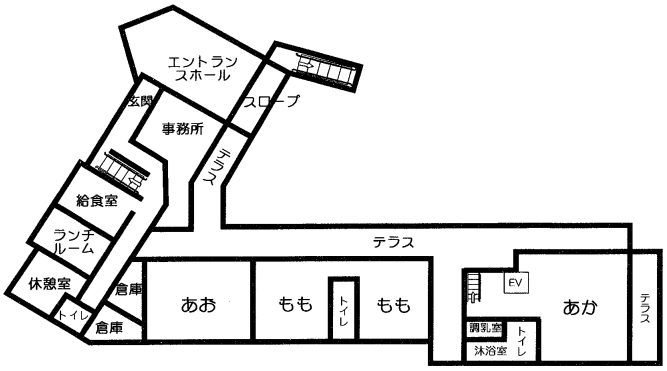

＜２Ｆ＞

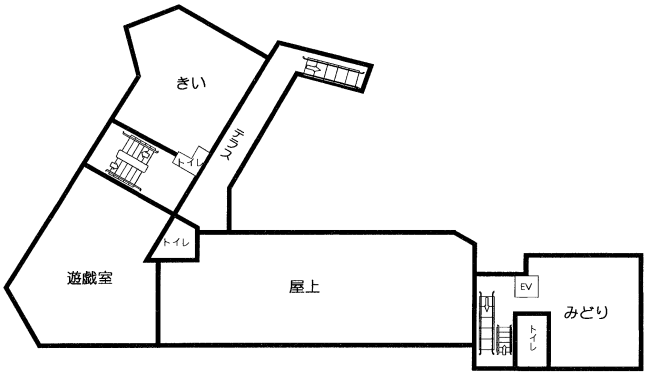

＜分園＞

＜１Ｆ＞

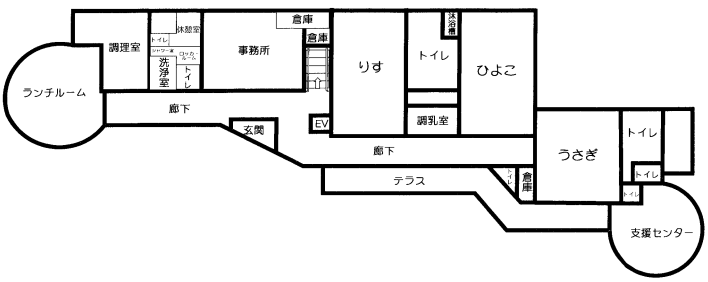

＜２Ｆ＞

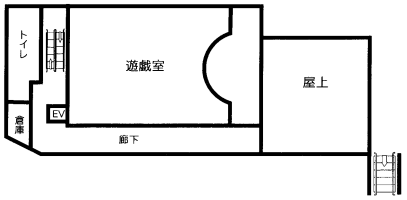

１０　保育時間

※利用時間は、岡山市に「保育標準時間（１日あたり最大１１時間）」と「保育短時間（１日あたり最大８時間）」に認定された区分により利用できる時間や利用者負担額が異なります。

（１）開園時間

平日	種別	利用時間	料金・備考
保育 （月曜日～金曜日）	２号・３号保育短時間	８：３０～１６：３０	
	２号・３号保育標準時間	７：００～１８：００	
延長保育 （月曜日～金曜日）	２号・３号保育短時間	※原則利用できません	１００円（３０分につき）
	２号・３号保育標準時間	１８:００～１９:００	日額３５０円（随時） 月額３５００円（登録）
土曜日	２号・３号保育短時間	※利用できません	
	２号・３号保育標準時間	７：００～１８：００	延長保育はありません

（２）延長保育について

月額延長保育の利用方法（登録）

月額延長保育利用申込
↓
↓
↓
利用申込提出
↓
期間の延長・短縮
※必要な場合
↓
↓
新年度契約へ

・利用は１ヶ月単位から１年間（４月～３月）の期間指定の契約となっています（月額３，５００円）。申込用紙を主任までお申し出ください。
翌月の集金日にて集金させていただきます。集金袋をお渡ししますので、**納期限（毎月１５日）までに当園へ納付してください。**

・利用したい前月末日までに直接主任へ手渡してください。利用月に間に合わなかった場合は、日額計算になりますのでご了承ください。

・変更月の前月末日までに保護者の方から主任へお申し出ください。お申し出がなかった場合は、延長・短縮はできませんので確認をお願いします。（余分の料金が発生しますのでご注意ください。）

※毎年、新年度が始まる４月には、新しく契約を交わすようになりますので、必要な方は主任までお申し出ください。

日額延長保育について

・当日、延長をご希望の方は１８時までに必ず電話をしてください。
・契約に関係なく１８時１分（QR コードをかざした時間）を過ぎたお迎えの方は日額３５０円を、翌月の集金日にて集金させていただきます。３月分につきましては、園だよりにてお知らせします。
・１０日たって３，５００円超え、月額延長保育をご希望の方は、利用したい前月末日までに主任に申し出てください。

（３）短時間保育について

・短時間保育の利用時間は、８：３０～１６：３０です。QRコードを８時２９分にかざした場合や１６時３１分にかざした場合には、料金が発生（３０分毎１００円）しますので、ご注意ください。

（４）土曜日保育について

・土曜日保育は、両親共にお仕事で家庭保育が難しい場合のみとなります。保育を希望される方は、土曜保育申込用就労証明書が必要になります。
「土曜保育申込書」に記入の上、必ず必要な週の木曜日までにご提出ください。尚、分園の方も本園にて当番職員による保育となります。

・月曜日から金曜日まで園を欠席し、両親共にお仕事で家庭保育が難しい場合は、保育をお受けしますが、急な土曜日保育は**お受けできません**。保育が必要か分からない時は、あらかじめ主任まで保育をお申し込みください。（電話不可）

・土曜日の延長保育はありません。

１１　休園日

・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

・年末年始（１２月２９日～１月３日）、祝日、日曜日は休園となります。

１２　利用の開始または利用の終了に関する事項

（１）利用の開始について

当園を利用するためには、居住する市町村に「保育必要性」の事由に該当する教育・保育給付認定（２号・３号）を受け、岡山市の利用調整を経て、その後、本園で健康診断と面談を受けていただき、施設利用決定を受ける必要があります。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。

また、居住する市町村に当園の利用申し込みをされる場合には、事前に当園の施設見学をしていただくなど、当園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。

（２）利用の終了について

当園の利用は、以下の理由により終了します。

① 園児が小学校に入学するとき。

② 保護者が「保育の必要性」の事由に該当しなくなったとき。尚、教育・保育給付認定の要件における「保育の必要性」の事由については居住する市町村の窓口にお尋ねください。

③ 保護者から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園の当月２０日を提出期限として早めに提出ください。

④ 本園で定めた規則に反し、本園からの指導にも関わらず改善が認められないとき。

⑤ その他、当園の利用継続に当たり重大な支障や利用継続困難な理由があるとき。

（３）変更届（子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届）

住所・氏名・世帯構成・就労状況に変更があった場合は当園に連絡し「変更届」を提出して下さい。岡山市に提出しなければなりません。

１３　利用料金

（１）　３～５歳児クラスの子どもの利用料が無償化です。０～２歳児クラスの保育の必要な子どもは、住民税非課税世帯は無償化です。給食費や延長保育料金のほか、園で徴収する実費費用は無償化の対象外です。

（２）実費徴収額

以下のとおり、保育に必要な実費を頂きます。

集金袋をお渡ししますので、**納期限（毎月１５日）までに当園へ納付してください**。

学年	クラス	月刊絵本代	副食費＋主食費	おむつ 月処理代	雑費 入園月１回	災害共済金 年払い ＊
０歳児	ひよこ・あか０	―――	―――	300円	1,700円	240円
１歳児	りす・あか１	500円	―――	300円	1,700円	240円
２歳児	うさぎ・みどり	500円	―――	300円	1,700円	240円
３歳児	もも	460円	4,700円＋1,000円	――	1,700円	240円
４歳児	あお	480円	4,700円＋1,000円	――	1,700円	240円
５歳児	きい	500円	4,700円＋1,000円	――	1,700円	240円

＊スポーツ振興センター加入金(災害共済金)

園で発生した事故等についての保険の負担額２４０円を年度当初に徴収します。

・その他の実費については、必要に応じて適宜徴収します。

・延長保育料金については、Ｐ６〔１０（２）延長保育について〕をご覧ください。

・一時預かり利用料金については、Ｐ１７〔２９（１）一時預かり事業〕をご覧ください。

・おむつ月処理代は、紙おむつを使う０・１・２歳のみの集金となります。

集金についてのお願い

・朝９時までに挨拶の職員にお渡しください。夕方は、受け取りません。

・集金は、１５日を期限とし、休日の場合は前日までとさせていただきます。

・お釣りの無いようにお願いします。

・担任が集金を集計する際、１円・５円玉がありますと集計に時間がかかり大変困りますので、１０円・１００円玉に両替してご提出ください。

※兄弟は、合算せず別々に袋へ入れて提出してください。まとめては、ご遠慮ください。

（３）給食費について

●給食費

＊３号認定の給食費は保育料に含まれています。

（２号認定）給食費は、毎月１０日に【ゆうちょ銀行からの引き落とし】とします。

（１０日が土曜日・日曜日・祝日の場合は金融機関の翌営業日となります。）

・新しくもも組（３歳児）になる方

「自動払込申込書」に必要事項を記入し、郵便局にて各自で受付をしてください。

・給食費は 5,700 円/月額【副食費 4,700 円・主食費 1,000 円】です。

・引落手数料として１件につき１０円のご負担をおかけすることとなりますが、よろしくお願いします。

・給食費の滞納が続く場合は退園となることもありますので、１０日までに口座の残金を確認くださいますようお願いします。

・但し年収３６０万円未満相当の世帯及び第３子以降の子どもについては、副食費の負担はありません。

●給食費の減額について

①長期欠席の場合

連続で欠席し、給食提供日のうち喫食しない日が半月以上となる場合を対象とします。

原則、欠席する５日前（土日祝を含む）までに園に届出が必要です。

③ 減額

１ヵ月間、全日（土曜日を含む）喫食しない場合は、１ヵ月分を減額します。（減額５７００円）

１ヵ月のうち１３日（土曜日を含む）喫食しない場合は、半月分を減額します。（減額２８５０円）

＊減額分は、翌月以降の給食費で調整することを基本とします。

１４　給食の方針、食事の提供、アレルギー対応状況等

（１）給食の方針

・自園調理

給食は全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。天然素材でだしを取り、できる限り国産で新鮮且つ良質の食材を使用し、手作り調理の献立を作成しています。また、２号認定の子どもは主食を含む、完全給食を提供します。

・昼食・おやつ

３歳未満児に関しては昼食と午前午後のおやつ、３歳以上児は昼食と午後のおやつの提供となります。離乳食の昼食は、ご家庭で食べたものを元に個別対応をしています。

・栄養給与量（給食・おやつでとりたい栄養量の目安）

	エネルギー Ｋｃａｌ	蛋白質 ｇ	脂質 ｇ	カルシウム ｍｇ	鉄分 ｍｇ	ビタミンA ｕｇ	Ｂ１ ｍｇ	Ｂ２ ｍｇ	Ｃ ｍｇ
３歳未満児	４６０	１５．１～２３．０	１０．３～１５．４	２３０	２．０	２００	０．２５	０．２８	１８
３歳以上児	５７０	１８．６～２８．５	１２．７～１９．０	２７０	２．３	２３０	０．２３	０．３６	１８

（２）食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯を目安に提供を行います。

	午前おやつ	給食	午後おやつ
０歳児	９時～	１０時５０分～	１５時～
１歳児	９時～	１０時５０分～	１５時～
２歳児	９時～	１０時５０分～	１５時～
３歳児		１１時～	１５時３０分～
４歳児		１１時～	１５時３０分～
５歳児		１１時～	１５時３０分～

（３）アレルギー対応

アレルギーが疑われる場合、医師の診断書と「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を当園に提出して下さい。個別にご相談の上、診断書と生活管理指導表に基づき、当園で除去可能な物は除去食で対応いたします。ただし、除去できない物に関しては、持参していただきます。

（４）その他

・保護者の方へは、毎月末に翌月の献立表を配信します。離乳食期の方は個別で献立を配信しますのでご確認ください。
・離乳食は、事前に食材チェック表をお渡しし、ご家庭で食べた食材を元に、ご家庭と保育士・栄養士が連携をとりながら進めていきます。
・栄養士、調理員、乳児担当職員は、毎月検便を行っています。
・害虫駆除―委託業者による環境検査を毎月実施します。

１５　当園と保護者の連絡について

（１） 当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。３歳未満児は、園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。

毎日、各クラスの担任がその日の活動をボードに書き込みますのでご確認ください。また、全保護者向けに印刷物、掲示板やアプリを活用した一斉配信でのお知らせも同様に、必ず毎日ご確認ください。内容によっては口頭で連絡することがあります。返事の必要なおたよりなどは、期日を必ず守ってください。

（２） 毎月１回、園だより・クラスだより・食育だよりを一斉配信し、行事や連絡事項・注意事項などもお知らせします。

（３）緊急連絡ツールアプリ「きっずノート」について

保護者の皆様がお持ちのスマホを利用して、園からのお知らせや災害時等の緊急連絡を配信します。別紙資料「きっずノート登録手順」に沿って登録をお願いします。

尚、登録は１世帯１登録とします。ご家族で複数の登録を希望される場合は、登録したID・パスワードをご家族で共有してください。

（４）保護者から園への連絡について

・緊急連絡先やお迎えの方など変更のある場合は、口頭または連絡帳等で必ずお知らせください。緊急時（急病など）連絡がつかないことがあり、大変困ります。
・保護者から園へ連絡する場合、保育時間中は担任への電話はとりつぎできません。
・園への連絡は、開園日の開園時間中（７：００～１９：００）にお願いします。職員は緊急を要する場合を除き、閉園後の電話対応は原則できませんので、ご了承ください。

１６　緊急時の対応について

（１）保育の提供時にお子様の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし、必要な措置を講じます。

（２）保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先し対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

１７　園からの病院受診について

怪我等で病院受診が必要な場合は、提出して頂いている緊急連絡先に順次連絡をさせて頂きます。また、急を要する状態で連絡が付かない場合は、園の判断で病院を決めさせて頂きます。尚、緊急時等総合病院を受診した場合は、初診時選定療養費が発生する場合がありますので、ご了承ください。

１８　健康診断について

（１）健康診断・歯科検診

年２回嘱託医が健康診断を、年１回嘱託歯科医が歯科検診を行います。当日欠席の場合は、後日嘱託医院にて受診してください。結果については児童票に記載するとともに連絡帳にて個別にお伝えします。

（２）身長・体重測定

毎月１回身長・体重測定を行います。測定結果については児童票及び連絡帳やシール帳に記録します。

（３）その他

お子様の健康状態や日々の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

１９　予防接種について

保育園は多くの子どもが集団で生活する場です。園内でも病気の感染予防には努めていますが、乳幼児は抵抗力が弱いので容易に病気に感染します。入園前に可能な予防接種は受けるようにしましょう。尚、接種後は必ず園にご連絡をお願いします。予防接種についての詳細は、岡山市から配布されている「予防接種手帳」「親子健康手帳」や岡山市広報などをご覧ください。

２０　病気について

（１） 熱（３８度以上)、下痢、嘔吐など異常のある時はお迎えをお願いします。連絡場所に変更がある場合は、連絡帳等で必ずお知らせください。熱が３７．５度以上ある場合、登園を控えて下さい。

※解熱後一日様子を見ていただき、体調等良くなっていれば登園可能となります。

・園での投薬、病児保育は行っておりません。体調のすぐれない時は、早めに医師の診断を受けましょう。どうしても投薬の必要な方は園長・主任と相談の上、指示書を持って来てください。相談なく指示書を持参されても対応できません。

・感染症の他にも病気等において、集団生活であることから医師の診断書や指示書が必要と園長が判断した場合は、指示に従ってください。

・感染症と診断された場合は速やかに園へ連絡ください。

・保護者や兄弟のお子様（登降園に連れて来られた場合）が出席停止の感染症にかかった時の送迎は、門にてさせていただきますので、事前にお知らせください。

（２）学校保健安全法施行規則第１９条における感染症（出席停止）について

学校保健安全法施行規則第１９条における感染症（出席停止の取り扱い）にかかった時は、証明書（意見書）が必要です。（保育園に用紙があります）集団生活ですので、医師の指示を受けて完治するまでお休みください。治癒して登園される時は、証明書（意見書）を持ってきてください。

学校保健安全法施行規則第１８条における感染症の種類について

種別	病　　名
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ
第２種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N-）を除く）百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす	

※　学校保健安全法施行規則第１９条における出席停止の期間の基準について

〇第一種……治癒するまで

〇第二種……（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）……次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない）

・百　　日　　咳……特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

・麻　　し　　ん……解熱した後３日を経過するまで

・流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

・風　　し　　ん……発しんが消失するまで

・水　　痘……すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで

・咽 頭 結 膜 熱……主要症状が消退した後２日を経過するまで

・結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種の感染症……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊証明書（意見書）・登園届はきっずノートにて配信しています。また、当園ホームページにも掲載しております。必要な方はダウンロードまたは、園にご用意していますので取りに来てください。

（４）医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症にかかった時は保護者の方に登園届を提出して頂きます。（別紙『登園届』参照）その他の感染症に関しては園長にご相談ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前２４時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ解熱した後、２日経過していること（乳幼児にあっては、３日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	特に感染後５日間が他人に感染させるリスクが高い。（注意が求められる。）	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後２４～４８時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

２１　健康支援と家庭生活・衛生について

・早寝・早起き・朝ごはんに努め規則正しい生活リズムを心がけましょう。朝ごはんは、１日の良いスタートとなるように家族で食卓を囲みましょう。
・朝の排便や洗顔、歯磨きの習慣も身につけるようにしましょう。
・週に１度は爪の確認をし、短く丸く切ってください。
・衣服は毎日洗濯した清潔なものを身につけるようにしましょう。
・頭髪は清潔にし、髪型は整えましょう。

２２　非常災害時の対応

園が所在するエリアに警報・注意報・避難情報等が発令された場合、子ども達の安全を確保するため、岡山市より通知された以下のような対応を行う。各ご家庭でも緊急時の対応について、お話ください。

（１）園が所在するエリアに気象警報等が発令された場合の取り扱いについて

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>開園予定時刻の１時間前から開園までの間の発令</th><th>開園中の発令</th></tr>
<tr><td rowspan="3">気象警報
注意報
（気象庁）</td><td>注意報</td><td>開園</td><td>通常保育を継続</td></tr>
<tr><td>警報</td><td>開園しますが、子ども達の安全が第一なので、可能な限り家庭保育をお願いします。</td><td>保育を継続しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。</td></tr>
<tr><td>特別警報</td><td>休園（終日）</td><td rowspan="2">保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難情報
（岡山市）</td><td>警戒レベル３
高齢者等避難</td><td>休園（終日）</td></tr>
<tr><td>警戒レベル４
避難指示</td><td>休園（終日）</td><td>保育を中止し、園または避難場所等へ避難します。お迎えをお願いするので、できるだけ早くお迎えをお願いします。</td></tr>
</table>

＊気象警報・注意報と避難情報（警戒レベル）が同時に発表されている場合は、より安全性を重視した対応を行います。
＊特別警報、避難指示（緊急）が発表されていない場合でも、園において、個別の状況等により、安全な保育が困難と判断する場合は、休園することがあります。

（２）地震が発生した場合の取扱いについて

・震度５弱以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、休園（終日）します。
・開園中に震度５弱以上の地震が発生した場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。（お迎えまでは、津波警報等の情報に留意しながら原則保護者に安全に引き渡しができるまで、園または避難場所等で待機をします。）

（３）非常災害時の対策

消防計画作成（変更）届出書	岡山市中区消防署
防火管理者	山口　孝子
避難訓練	火災・地震又は津波などを想定した避難・消火訓練を月１回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器、誘導灯
防犯設備	学校１１０ 番（非常通報装置）・防犯カメラ・正門電気錠
避難場所	園庭　岡山博愛会病院　岡山市立操南小学校

・岡山市中消防署倉田出張所
　岡山市中区倉田５１８番地　　TEL　０８６－２７６－０１１９
・岡山中央警察署
　岡山市中区浜１丁目１９番３９号　　TEL　０８６－２７０－０１１０

２３　慣らし保育について

一週間程度を慣らし保育の期間とさせていただきます。初日は３～４時間保育でお子様の状況にあわせて保育時間を延ばしていきます。０歳児につきましては親子で慣らし保育を取り入れていますので、その期間は保護者の保育室への入室を許可しております。

２４　写真の申し込みについて

園での生活写真を年２回、インターネット写真販売サービス「はいチーズ！」で販売します。

・事前に「はいチーズ！」アクセス→新規会員登録をしていただきます。
・販売期間中に【写真を選び、注文・決済】を行い、購入してください。

運動会・生活発表会の写真をカメラマンが撮影し、インターネット写真販売「写真のいろは」で販売します。

・購入したい場合は、事前に新規登録を行い、販売期間中に注文・決済をしてください。

※申込期間は、キッズノートに記載していますのでご覧ください。期間を過ぎた場合は、購入できません。
※期間中に１日も登園されていない場合には、保育士までお知らせください。

２５　父母の会について

保護者の自主運営による父母の会があります。
活動内容は、①園児の豊かな心と身体を育む活動、②保護者相互の理解と親睦を深める活動、③保育園行事への参加及び援助などがあり、子ども達にあたたかいご支援をいただいております。
入園と同時に入会のご協力お願いします。

２６　虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

・岡山市こども総合相談所（児童相談所）
　岡山市北区鹿田町一丁目１番１号（岡山市保健福祉会館５階）
　　TEL　０８６－８０３－２５２５
・岡山市中区福祉事務所
　岡山市中区赤坂本町１１番４７号　　TEL　０８６－９０１－１２３１

２７　賠償責任保険の加入

東京海上日動火災保険株式会社
施設賠償責任保険・生産物賠償保険・個人情報漏えい保険・
学校契約団体傷害保険特約付帯普通傷害保険

施設・施設業務　１事故　　７億円　１名につき１億円
生産物（給食）　１事故　　７億円、１名につき　１，０００万円

個人情報漏えい　１請求　５００万円
学校契約団体傷害保険　死亡・後遺症　２０３万円　入院日額　２，２５０円
　　通院日額　１，５００円

２８　保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

（１）当園の相談・苦情対応窓口について
・相談・苦情解決責任者　山口　孝子　（園長）
・相談・苦情受付担当者　生森　時子　（主任保育士）
・第三者委員　　浮田　三郎　（監事）TEL　０８６－２６２－００５９
・第三者委員　　高田　みどり（監事）TEL　０８６－２２８－１６６７
・面接、電話、文書、メール等の方法により相談・苦情等を受け付けています。

（２）当園以外の相談・苦情受付窓口について
・岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課　指導係
　岡山市北区大供一丁目１番１号　　TEL　０８６－８０３－１２２７
・岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）
　岡山市北区南方二丁目１３番１号
　（岡山県総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館「きらめきプラザ」３階
　　TEL　０８６－２２６－９４００

２９　その他の提供する事業

（１）一時預かり事業

育児休業取得により退園された方に限り、一時的に保育を行います。

対象期間	育児休業中から入園前までの期間	
対象年齢	３歳児・４歳児	
実施日時	月曜日～金曜日　　週（３回）　　※延長保育なし	
利用日	時間	料金（当日払い）
半日預かり	９：００～１３：００	１，４００円（内３００円　給食代）
１日預かり	９：００～１６：３０	２，５００円（　　同上　　）
休　日	３月２９日～４月７日　８月１０日～８月１４日　１２月２５日～１月４日	

・支払いは、当日払いとします。お釣りのないようご用意ください。

・行事等で在園児と一緒に同じ保育を希望される場合は、必要な費用（参加費・材料費代他）を支払っていただきます。

※保育に必要なものは、「ももぐみ・あおぐみ・きいぐみ」をご覧ください。

（２）地域子育て支援拠点事業

分園において『操南子育て支援センター』として地域子育て支援拠点事業を提供します。

３０　送迎について

（１）・園児の送迎は、別紙の「誓約書」により保護者の責任においてしていただきます。

・保護者以外の方にお迎えを依頼するときは、事前に保育園へ連絡をお願いします。連絡のない場合は、お子様をお渡しできません。

【１８歳以下のお迎えでは、お子様をお渡しできません。尚、自転車での迎えの場合は、チャイルドシートの確認をさせて頂きます。】

・お子様の安全に十分留意して、乗降をお願いします。

・門の開閉は、保護者の方が責任をもってお願いします。駐車場内は大変危険な為、必ずお子様と手を繋いで歩いてください。

（駐車場内での保護者同士の立ち話は危険な上、駐車場の混雑につながりますのでお止めください。）

・駐車場の事故・トラブルにつきましては、園として責任を負いかねますので、保護者の方で十分ご留意ください。

・道路交通法により、携帯電話の使用禁止、チャイルドシートの着用が義務づけられています。安全のため必ずお守りください。

送迎時の駐車場についてのお願い（本園）

園舎北側の駐車場を、送迎時にお使いいただきたいと思います。尚、持ち主の方の畑等がありますので、下記に挙げます事項を必ず守り、駐車していただくようお願いします。

◎駐車利用許可証は、園前の道路を通行する場合は車外から見える場所（ダッシュボードの上）に必ず置いてください。

◎園内ルール、東から西への一方通行を厳守し、地域の方優先で譲り合って通行してください。園前の道路は、道幅が狭いため、**時速 30 ㎞以下で走行**し、**土手の一旦停止**を必ず守りましょう。

◎農業道路（農道）から来られる場合も**時速 30 ㎞以下で走行**をお願いします。宮道から農道への進入時、土手方向からは農道が見えにくい為、歩行者・自転車に気を付けながら、ゆっくりと大きく回り、お進み下さいますようお願いします。

- ①から進入し、②の方向へ出るようにしてください。尚、車道に出る時は左右の確認をし、ゆっくりと進んで下さい。
- 車の止め方
  軽　四　：　畑側に頭から駐車
  普通車　：　フェンス側にバック駐車　　必ず守るようにお願いします。
- 門の開閉は保護者の方で責任をもって行ってください。
- 門のすぐ側には駐車しないでください。
- 園舎の玄関には駐車しないでください。

＊ご家族の方にも以上の事を必ず伝えてください。

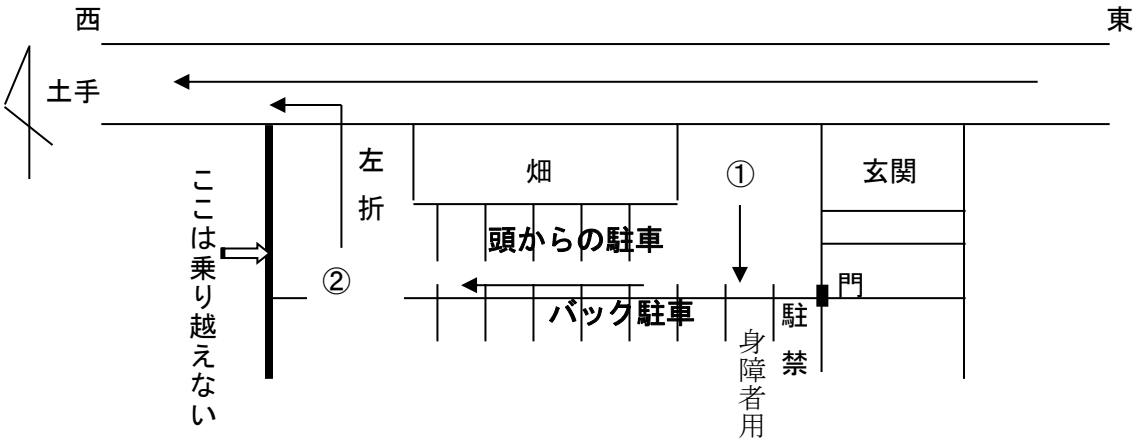

送迎時の駐車場についてのお願い（おひさま分園）

◎駐車利用許可証は、園前の農業用道路（農道）を通行する場合は車外から見える場所（ダッシュボードの上）に必ず置いてください。

◎園内ルール、宮道から農業用道路（農道）への通行を厳守し、地域の方優先で譲り合って通行して下さい。**農業用道路（農道）は時速30㎞以下で走行**をお願いします。宮道から農道への進入時、土手方向からは農道が見えにくい為、歩行者・自転車に気を付けながら、ゆっくりと大きく回り、お進み下さいますようお願いします。

◎**①から進入し、②の方向へ出る**ようにしてください。**出入り口が同じ為、譲り合って駐車して下さい。**尚、農道に出る時は左右の確認をし、ゆっくりと進んで下さい。また、**宮道へ出る時には一旦停止**を守りましょう。

◎車の止め方はバック駐車でお願いします。

◎門の開閉は保護者の方で責任をもって行ってください。

◎門のすぐ側の駐車スペースは身障者用の為、駐車しないでください。

◎自転車の送迎は歩行者・自転車通路を通行し、自転車置き場へ置いて下さい。

＊ご家族の方にも以上の事を必ず伝えてください。

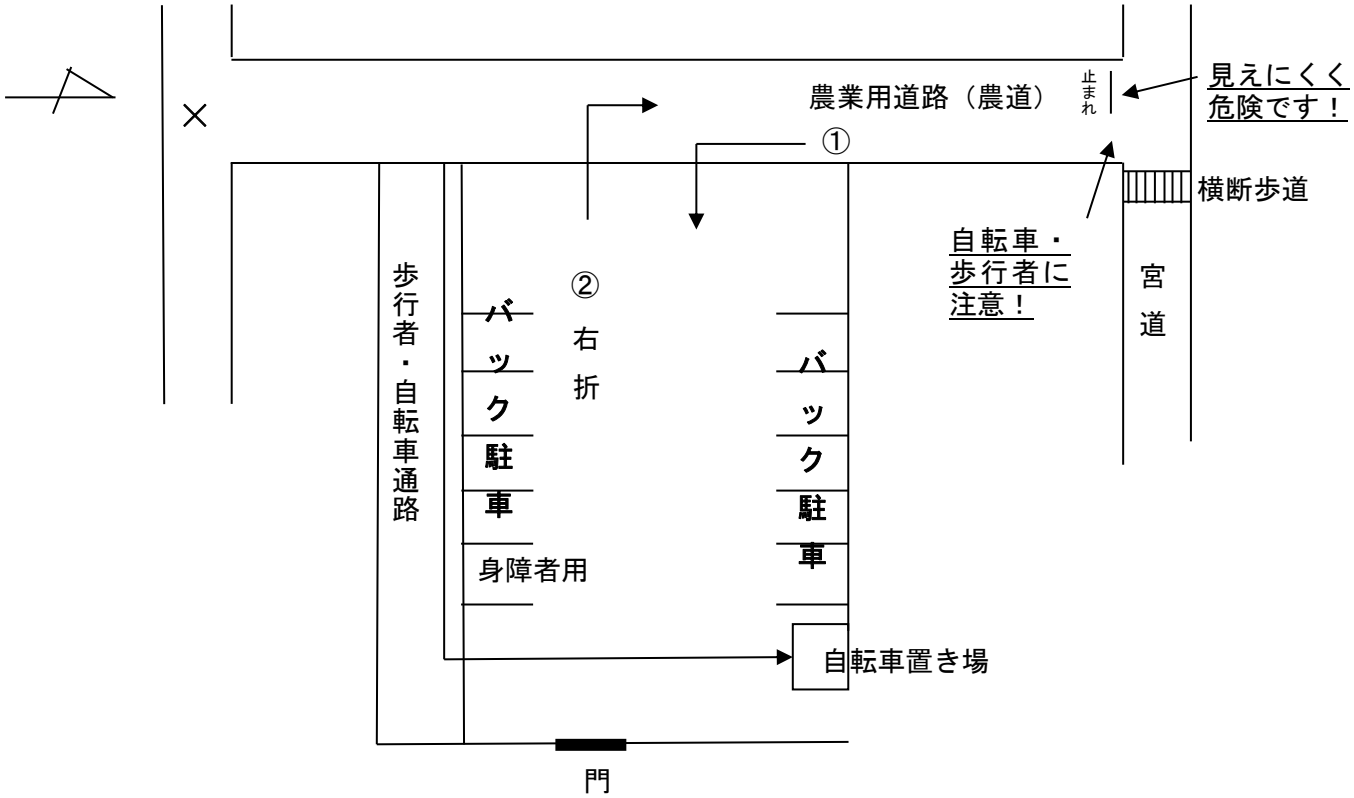

３１　登園・降園・欠席について

朝は、９時までにお子様を連れて登園し健康観察を受けてください。

遅れたり、欠席されたりする場合は、**必ず９時まで**に連絡を入れてください。連絡のない場合は、園からお電話を差し上げます。（遅れた場合は、直接担任にお預けください）

・登降園時には、出欠確認の為のタッチパネルでお子様の名前をタッチしてください。短時間保育・延長保育の料金にも連動している為、必ずタッチするようお願いします。押し忘れの場合は、園にご連絡ください。
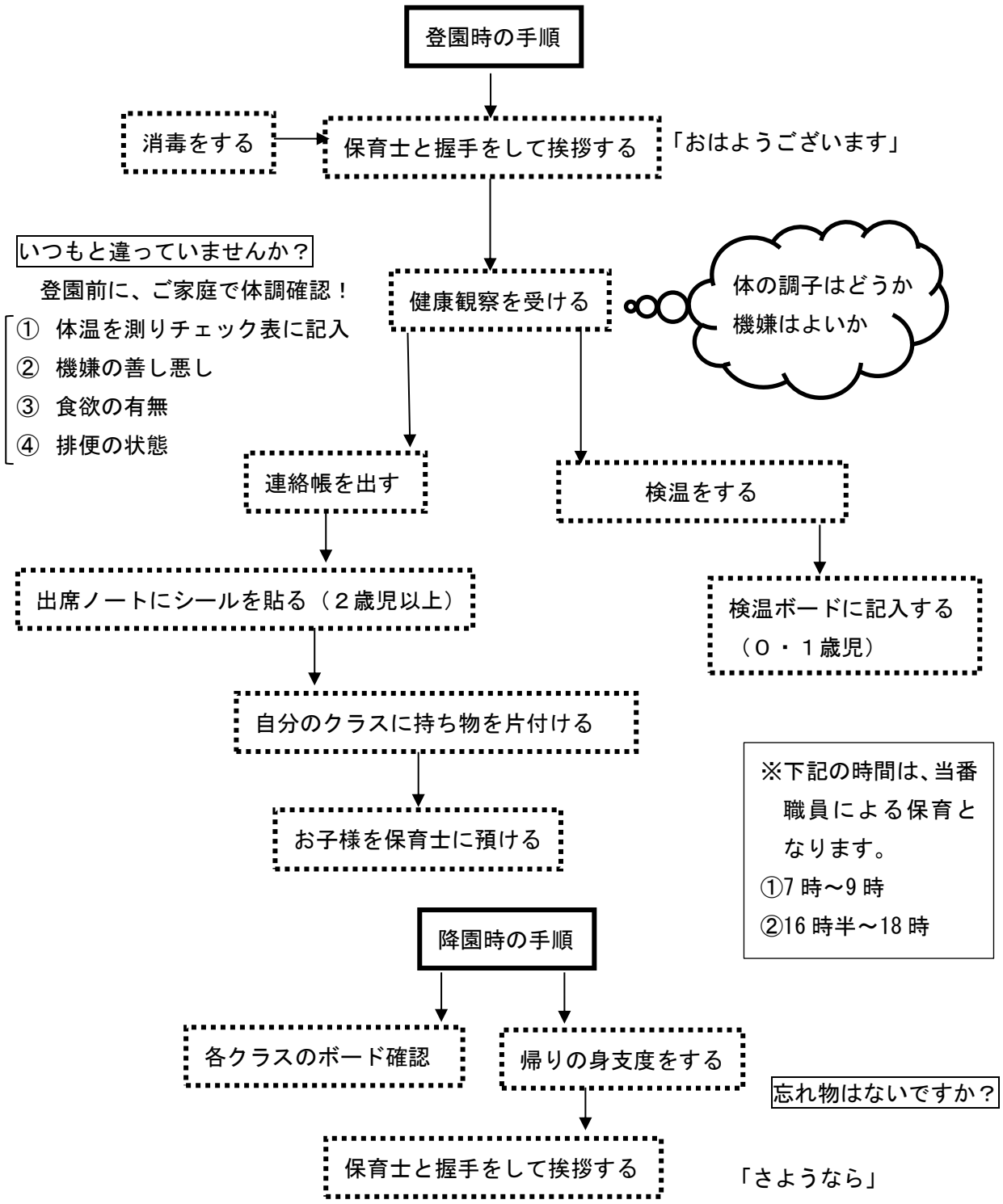
・降園時、祖父母などお迎えの方が異なる場合、必ず園へお知らせください。（連絡帳、職員へ直接伝える等）誓約書に名前のない方がお迎えに来られた際は、誘拐等予防の観点から保護者の方に確認が取れるまで、降園できません。